

## 入札公告

次のとおり、入札「事前審査」(新事後審査型一般競争入札に係る特定工事における確認書類に関する特例)を行う。

長野県千曲市長 岡田 昭雄

### 【修正公告】

当初公告に以下のとおり入札、開札の日時及び場所を追加します。

#### 3. 入札手続き等

##### (2) 入札、開札の日時及び場所

入札日時	平成30年9月11日 午前 9時
入札場所	千曲市役所 更埴庁舎 講堂
開札場所	同上(入札終了後、直ちに行う。)

#### 1 工事の概要等

(1) 工事名	千曲市デジタル防災行政無線整備工事
(2) 工事場所	千曲市内 一円
(3) 工事概要	デジタル防災行政無線整備工事 一式 親局1局、遠隔整備局1局、再送信子局・再送信局2局、 屋外拡声子局52局、戸別受信局332局、撤去局4局
(4) 履行期間	千曲市議会議決の日から平成32年3月20日まで
(5) 入札参加資格の確認	本件は千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領第13条により、特定工事として <b>入札参加資格を事前審査とする</b> 。 詳しくは「3 入札手続き等」をご覧ください。
(6) 入札方法	入札回数は2回までとし、2回の入札で最低制限価格以上予定価格以下の入札が無い場合は、2回目の最低価格者と見積を2回まで行う。 入札書・委任状等の様式は千曲市のホームページよりダウンロードしてご利用ください。
(7) 予定価格	事後公表
(8) 最低制限価格の設定	設定有り(事後公表) 最低制限価格の算定方法については、「6. 最低制限価格の算定方法について」を参照すること。

#### 2 入札参加者資格要件等

(1) 単体または企業体の別	単体とする。
(2) 確認基準日	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。
(3) 入札参加資格の登録	平成29・30年度の千曲市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
(4) 工種及び等級格付け	電気通信工事の格付けが <b>A級</b> の者であること。 入札参加資格登録後に千曲市から送られている、お知らせのハガキをご確認ください。
(5) 地域要件	設けない。
(6) 営業所の有無	<b>入札公告日</b> において、 <b>長野県内に社員が常駐する</b> 本店・支店・営業所等の拠点を有していること(その営業所等に入札参加資格が付与されていることは求めない)。
(7) 特定建設業許可	必要

(8) 施工実績	地方公共団体（一部事務組合を含む）が発注した、次に示す元請施工実績があること（ただし、平成19年4月1日以降に契約を締結したものに限り）。 ・市町村デジタル防災行政無線工事（同報系デジタル60MHz帯、親局の据付と調整）  ※共同企業体の構成員としての実績の場合、出資比率30%以上の場合の者に限り。
(9) 現場代理人	社員を <b>専任</b> で配置すること。（配置技術者との兼任可）
(10) 配置技術者	社員であり、以下の要件を満たす者を <b>専任</b> で配置すること。 ・入札参加申請書等の提出期限日以前3か月以上前から雇用関係がある者 ・建設業法第26条に規定する電気通信の監理技術者であること。 ・平成19年4月1日以降に国または地方公共団体が発注した電気通信工事において、主任技術者又は監理技術者として配置された経験を有すること。 ・電波法施行令第2条第3項第2号に規定する第二級陸上特殊無線技士以上の資格を有すること。
(11) その他	1. 総務大臣より無線設備の登録点検事業者の認定を受けていること。 2. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。 3. 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止の処分を受けていないこと。 4. 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加資格停止要綱（平成15年千曲市告示7号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者（入札公告日から落札決定日までの間に同要綱別表に規定する措置基準に該当することとなったものを含む）でないこと。 5. 会社更生法または民事再生法に基づく更生手続又は再生手続開始の申し立てがなされている場合には、申請日において更生手続又は再生手続開始の決定がなされていること。 6. 有効な経営事項審査を有している者であること。 7. <b>資本関係・人的関係にある会社等が本入札に参加しないこと。</b>

### 3 入札手続き等

(1) 事務局	〒387-8511 長野県千曲市大字杭瀬下84番地 千曲市役所 更埴庁舎 企画政策部 管財契約課 契約係 電話：026-273-1111 内線5331・5352 FAX：026-273-8787 メールアドレス：kankei@city.chikuma.lg.jp		
(2) 入札、開札の日時及び場所	入札日時	平成30年9月11日 午前 9時	
	入札場所	千曲市役所 更埴庁舎 講堂	
	開札場所	同上（入札終了後、直ちに行う。）	
(3) 日程	内 容		日 時
	ア	公告	平成30年8月7日（火）
	イ	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑の受付期間	公告日から 平成30年8月13日（月）まで
		上記に係る質疑への回答	平成30年8月15日（水）まで順次
	ウ	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の受付期間	公告日から 平成30年8月20日（月）まで
	エ	入札参加資格の確認結果通知の送付	平成30年8月23日（木）（予定）
	オ	設計書等に係る質疑の受付期間	平成30年8月24日（金）から 平成30年8月29日（水）まで
		上記に係る質疑への回答	平成30年9月 5日（水）まで順次
	キ	入札・開札及び落札候補者の決定	平成30年9月11日（火）
	ク	仮契約締結	平成30年9月18日（火）までに行う。
ケ	本契約締結	千曲市議会による議決日	
(4) 事前提出書類について	各種書類の提出は、全て事務局へ提出すること。郵送も可とするが、各提出期限日の必着とする。 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の様式は、千曲市ホームページの入札公告と同		

	<p>じ場所に掲示する。なお、それ以外の添付書類については以下のとおりとする。</p> <p>①施工実績調書（入札公告と同じ場所に掲示） 「コリンズ・テクリス実績情報システム」（一財・日本建設情報総合センター）からダウンロードできる実績情報の写しを添付。</p> <p>②配置技術者調書（入札公告と同じ場所に掲示） 雇用関係が確認できるものの写しを添付。</p> <p>③配置技術者としての資格を有することが確認できる書類の写し</p> <p>④現場代理人調書（入札公告と同じ場所に掲示） 雇用関係が確認できるものの写しを添付。</p> <p>⑤長野県内の営業所等の外観、内観の写真。</p> <p>⑥建設業許可の写し</p> <p>⑦最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し</p> <p>⑧無線設備の登録点検事業者の認定書の写し</p>
(5) 質疑の受付	<p>ア 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑受付期間 公告日から平成 30 年 8 月 13 日（月）午後 5 時まで</p> <p>イ 設計書等に係る質疑の受付期間 平成 30 年 8 月 24 日（金）午前 8 時 30 分から平成 30 年 8 月 29 日（水）午後 5 時まで</p> <p>ウ 提出先 事務局</p> <p>エ 提出方法 事務局に電子メールで送信すること。 送信後は必ず電話により到達の確認を行うこと。</p>
(6) 質疑の回答	<p>ア 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑への回答 平成 30 年 8 月 15 日（水）まで順次</p> <p>イ 設計書等に係る質疑への回答 平成 30 年 9 月 5 日（水）まで順次</p> <p>ウ 回答方法 千曲市のホームページに掲載する。</p>

### 3-2 積算内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し 1 回目の入札の金額に対応した積算内訳書を提出してください。

積算内訳書の提出のない入札に関しては無効となりますのでご注意ください。

**提出を求める範囲は金抜設計書の「内訳書」の部分とします（2 ページ分）。**

### 4 落札候補者決定・積算疑義申立・公表用積算内訳書について

(1) 決定方法	<p>予定価格以下で、最低の価格で入札した者（最低制限価格未満での入札者を除く）を、落札候補者とする。</p>
(2) 落札者決定の通知及び公表	<p>落札候補者の決定後積算疑義申立期間を経過し、疑義のなかった場合に落札候補者を落札者と決定し、参加者に F A X で通達する。また、入札結果については、本市のホームページにおいて公表する。</p>
(3) 積算疑義申立期間と手続き	<p>積算疑義申立期間は入札日当日の午後 1 時から翌日の午後 5 時までとする。</p> <p>申立は千曲市ホームページに掲げる専用の様式を使用し、持参提出すること。提出先は千曲市役所更埴庁舎 管財契約課窓口とする。</p> <p>その他申立手続については、「千曲市建設工事等の積算疑義手続に関する取扱要領」を順守すること。</p>
(4) 公表用積算内訳書の公表	<p>落札候補者が決定した場合には、入札実施日の午後 1 時から管財契約課窓口で公表用積算内訳書を公表する。</p>

### 5 契約、支払い等の手続き

(1) 契約の締結	<p>落札者は、決定日から 5 日以内に仮契約を締結しなければならない。なお、仮契約は千曲市議会で議決されたとき、本契約として成立する。</p>
(2) 契約保証金	<p>金銭的保証とする。</p>

(3) 前金払い	落札者は、契約金額の 10 分の 4 の範囲内で前払金を請求することができる。前払金の総額は 1 億円を限度とするが、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。 前払金の請求には「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項」に規定する保証契約の締結を必要とする。
(4) 中間前払い	行わない。
(5) 完成払い等	建設業務の完了後、建設工事費等の残額を支払う。
(6) 支払いに関する協議	その他支払いに関する事項は、発注者と落札者にて確認・協議のうえ決定するものとする。

## 6 最低制限価格の算定方法について

『最低制限価格の算出方法』（市ホームページ：入札調達情報→建設工事等入札情報→入札制度の要領等）に記載の「**工事（1）**」により算出する。

ただし、「工事（1）」の「直接工事費」は、本件においては「**機器費**」と「**直接工事費**」を足したものとする。

同じく、「工事（1）」の「現場管理費」は、本件においては「**現場管理費**」と「**機器間接費**」を足したものとする。

## 7 その他の事項について

- (1) 入札開始時に入札会場にいない者は、入札に参加できない。
- (2) 代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を提出すること。  
※委任状及び委任状提出時の入札書の作成方法については、入札調達情報→建設工事等入札情報→様式集（工事・委託）→委任状作成方法を参照すること。
- (3) 最低制限価格未満で失格となった者や、無効の入札をした者は、2 回目以降の入札及び見積に参加できない。
- (4) 入札参加者が 1 者の場合でも入札を行う。
- (5) 入札には関係法規ほか、千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領、千曲市建設工事等の積算疑義手続に関する取扱要領、入札心得等により行う。入札参加者は、入札公告、入札心得及び現場等を熟覧し、入札しなければならない。  
公告や設計図書を熟覧し、不明な点がある場合には期限内の質問により解決すること。
- (6) 契約後に入札参加者の資格要件を満たさない者であること、入札参加資格確認書類に虚偽の記載等があったこと等、入札条件の違反が判明した場合には、当該契約は解除する。